

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員の項中「88,000円」を「126,000円」に改め、同
表家庭・女性相談員の項中「162,700円」を「163,700円」に改め、同
表国民健康栄養調査員の項中「8,890円」を「8,970円」に改め、同表措置
診察指定医の項中「13,190円」を「13,210円」に改め、同表精神科病院
実地指導審査医の項中「24,160円」を「24,200円」に改め、同表自立支
援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「12,190
円」を「12,210円」に改め、同項の次に次のように加える。

障がい者福祉相談所嘱託医	日額 20,010 円
--------------	-------------

別表母子・父子自立支援員の項中「162,700円」を「163,700円」に
改め、同表中「エンゼル基金運営委員会委員」を「子どもの未来応援基金運営委員会
委員」に改め、同表児童館児童厚生員の項中「149,200円」を
「150,300円」に改め、同表児童相談所心理判定員の項中「162,700円」
を「163,700円」に改め、同表農業委員選定委員会委員の項の次に次のように

加える。

農地流動化推進員	日額 10,316 円以内
県営元三・木部地区農地整備事業換地委員会 委員	日額 4,500 円

別表交通事業審議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表交通事業審議会委員の項を削る改正規定は、熊本市交通事業審議会条例を廃止する条例（平成31年条例第 号）の施行の日から施行する。

（提出理由）

新たな特別職の職員の報酬額を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。